

議案第 21 号

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）による下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の一部改正に伴い、公共下水道の構造の技術的基準を定めるとともに、その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。